

令和3年度前橋市詐欺被害等防止機能付き電話機購入補助金交付要項

令和3年4月1日から適用

令和3年7月1日改正

<p>取扱担当課 前橋市役所生活課（前橋市消費生活センター） 電話 027-212-3260（直通） 027-224-1111（内線6068）</p>

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>高齢者の消費者トラブルは、電話勧誘から始まるものが大変多く、大きな要因の1つになっているため、被害の未然防止を目的に、しつこい電話勧誘などの悪質商法や、振り込め詐欺被害の予防・抑止効果が期待できる、詐欺被害等防止機能がついた電話機の購入設置に対し補助を行います。</p>
内容	<p>補助対象者</p> <p>次に掲げる要件の全てに該当する個人とします。また、補助金交付は1世帯につき電話機1台までとします。</p> <p>(1) 市内に住民登録があり、その住所地に居住している人 (2) 世帯全員が65歳以上の世帯の人</p>
	<p>交付の対象となる事業及び経費</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たす新品の電話機の購入費（ポイントやクーポンの利用分は除く）とします。ただし、電話機の設置費用、付属品の追加購入費、配送料や代引き手数料は対象となりません。</p> <p>(1) 電話の着信時に、電話の相手方に通話が録音される旨の警告メッセージが流れる機能を有すること (2) 通話内容を自動的に録音する機能を有すること</p>
交付金額	<p>電話機購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、5,000円を限度とします。</p> <p>なお、ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象外とします（購入費とは、ポイントやクーポンの利用分は除き、購入時実際に支払った金額とします）。</p>
交付申請の手続等	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者の居住している自宅に、詐欺被害等防止機能付き電話機を設置しなければなりません。 2 常に警告メッセージが流れ通話内容を自動的に録音する機能を設定した状態にしておかなければなりません。 3 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 4 補助対象者は、詐欺被害等防止機能付き電話機を良好な状況で保持し、5年以上使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。 5 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定兼確定通

		<p>知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</p> <p>6 仮申請を行った日以降に購入した詐欺被害等防止機能付き電話機のみ補助対象となります。</p> <p>7 仮申請時点で世帯全員が65歳に達している世帯の人が補助対象者となります。</p>
交付申請の方法、時期等		<p>詐欺被害等防止機能付き電話機を購入する前に必ず消費生活センターへ電話で補助金交付の仮申請をしてください。</p> <p>先着順に受付しますが予算額に達した時点で仮申請の受付は終了します。</p> <p>仮申請日から8週間以内かつ令和4年2月28日までに詐欺被害等防止機能付き電話機を購入し、警告メッセージが流れ通話内容を自動的に録音する機能を設定した後、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 領収書（申請者氏名及び購入品目等が明記されている原本） (2) 購入した電話機の機能がわかる説明書またはパンフレット (3) その他市長が必要と認める書類 3 申請者本人の生年月日等が確認できるものの提示（保険証、免許証、マイナンバーカード等） <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、確定の時期等		<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額等を決定し、次の書類により通知します。</p> <p>交付決定兼確定通知書（様式第2号）</p>
請求の方法、支払時期等		<ol style="list-style-type: none"> 1 交付請求書（様式第3号）により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、請求した日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還		<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合。
様式	申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 交付決定兼確定通知書（様式第2号） 3 交付請求書（様式第3号）